

令和3年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

【担当課】	①総務課	②人権課	③住民生活課	④子育て・健康支援課
	⑤まちづくり振興課	⑥都市政策課	⑦学校教育課	⑧生涯学習課
	⑨産業課	⑩保健福祉課		

【目次】	基本目標 1. 性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現	1～2	ページ
	(1)性別にかかわらず、お互いを尊重しあう意識づくり ・男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実 ・意識改革のための意識啓発		
	(2)男女共同参画を推進する学習・教育の充実 ・学校教育等における男女共同参画の推進 ・男女共同参画意識を高める社会教育等の推進		
	基本目標2. 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現	3～5	ページ
	(1)仕事と家庭生活などの両立支援 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備		
	(2)地域における男女共同参画の促進 ・地域活動における男女共同参画の促進 ・地域防災における男女共同参画の推進		
	(3)政策・方針決定課程への女性の参画拡充 ・審議会等における女性登用についての啓発の推進 ・管理職などへの登用推進		
	基本目標3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現	6～12	ページ
	(1)あらゆる暴力の根絶と被害者支援 ・DV防止の周知・啓発 ・DV被害者の安全確保の強化及び被害者の自立支援 ・ハラスメント等の防止対策		
	(2)人権課題を抱える人々への支援の充実 ・ひとり親家庭等への支援 ・子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和地区出身者、性的少数者等が安心して暮らせる社会づくり		
	(3)性の尊重と生涯を通じた健康支援 ・生涯を通じた心とからだの健康づくり ・発達段階に応じた性と健康についての意識の醸成		
	基本目標4. 多くの分野で女性が輝ける社会の実現	13～14	ページ
	(1)女性が輝ける職場づくり ・均等な雇用及び待遇の確保 ・企業等事業所における女性管理職登用の促進		
	(2)女性の能力向上やチャレンジの支援 ・女性が希望する働き方を支援する相談体制・能力開発の充実 ・女性の起業支援及び起業促進		
	(3)男女がともにつくる活力ある地域 ・農林水産・商工等の自営業における女性の経営参画の促進 ・地域振興における男女共同参画の促進		
	計画の実現に向けて	15	ページ
	(1)計画の推進体制の充実 ・計画の進行管理 ・町民・関係団体・事業者との連携		
	(2)町職員一人ひとりの意識の醸成 ・意識変革に向けた職員研修の実施 ・特定事業主行動計画に基づく、勤務環境の整備		

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		1. 性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
		施策の方向・具体的施策	計画	実施状況	評価	
(1) 性別にかかわらず、お互いを尊重しあうための意識づくり						
男女共同参画推進のための広報・啓発活動の充実 ▶広報紙、ホームページを活用した男女共同参画の意識啓発を行います。 ▶関係団体との共同により講演会・講座を開催します。	○広報紙・HP・SNS等でセミナーや講演会の周知、参加報告を行う。	○県や団体等が実施するセミナーや講演会を広報・HP・SNS・チラシ配架により周知した。 ○講演会等の参加報告を行えていない。	B	○講演会等の周知について、継続して行う。参加報告を行うことで、啓発につなげていきたい。	②人権課	
	○男女共同参画ネットの事業実施を支援する。	○救急法教室＆磯遊び、親子運動教室、児童虐待防止・DV防止チャリティ募金、地域コミュニティビジネス研修会などの実施事業の支援を行った。 ○あすばる男女共同参画フォーラムで男女共同参画ネットの取り組みの発表を行う際の支援を行った。	B	○引き続き、男女共同参画ネットが主催する新たな取組などへの支援を行い、男女共同参画の推進に向け、協力していきたい。 ○町のSNS等を活用し、情報発信を効果的に行い、イベント等の周知や、男女共同参画ネットの活動を周知し、新規参加者獲得に繋げなければならない。	②人権課	
	○「男女共同参画週間(6月)」 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」に啓発を行う。また、「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」に合わせ、児童虐待防止の啓発も行う。	○広報・町HP・SNSでの情報発信や懸垂幕掲掲のほか、町内事業者に対して啓発協力依頼を行った。 ○男女共同参画ネット事業「チャリティ募金」で、チラシや啓発物の配布を行った。 ○11月には児童虐待防止もあわせて啓発ができた。本庁及び図書館に展示ブースを設け、啓発を行った。	B	○各啓発期間において、効果的な啓発活動ができたと思われる。今後も、町内関係各課、男女共同参画ネットと協働で啓発を行っていく。	②人権課	
	○男女共同参画週間に住民生活課窓口で同週間のPR活動を行う。	○男女共同参画週間(6月)及び女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)に窓口に啓発ティッシュを配置しPRを行った。	A	○来年度も継続して、実施していく。	③住民生活課	
意識改革のための意識啓発 ▶家庭や地域、職場など、社会慣行等のは正を目指した意識啓発を行います。 ▶男性の家庭や地域への参画を促す意識改革を働きかけます。 ▶町職員の意識改革を進めます。	○積極的な啓発活動を行い、研修会等への参加を推進する。	○新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、町独自の集合研修は実施していないが、研修案内があれば速やかに周知し、参加を呼びかけた。 ○毎週水曜日のノー残業デー継続実施や年休取得推進を呼びかけ、家庭や地域への参画を促した。	B	○新型コロナウイルスの影響で集合研修への参加がためられる状況であるため、オンライン形式での研修を重点的に職員に周知してし、参加を促す。 ○ノー残業デーや有給休暇取得の意識をより定着させるため、定期的な周知・啓発を行う。	①総務課	
	○「男女共同参画週間(6月)」 「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」に啓発を行う。また、「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」に合わせ、児童虐待防止の啓発も行う。	○広報・町HP・SNSでの情報発信や懸垂幕掲掲のほか、町内事業者に対して啓発協力依頼を行った。 ○男女共同参画ネット事業「チャリティ募金」で、チラシや啓発物の配布を行った。 ○11月には児童虐待防止もあわせて啓発ができた。本庁及び図書館に展示ブースを設け、啓発を行った。図書館では、関連書籍とともに展示ができ、多くの年代に向けての啓発ができた。	A	○各啓発期間において、効果的な啓発活動ができたと思われる。今後も、町内関係各課、男女共同参画ネットと協働で啓発を行っていく。	②人権課	
	○家庭内での男性の家事参加につながる啓発、取り組みを実施する。	○「九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン」のポスター及びリーフレットを町内事業所に配布。併せて、令和4年4月からの育児休業法改正についての啓発ポスターを送付。 ○家庭内での男性の家事参加につながる講座等が実施できなかった。	C	○男性の家事参加に関する情報を「男女共同参画週間」(6月)に取り上げたい。	②人権課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		1. 性別にかかわらず、お互いを尊重しあう社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
		施策の方向・具体的施策	計画	実施状況	評価	
(2) 男女共同参画を推進する学習・教育の充実						
学校教育等における男女共同参画の推進 ▶保育・幼児期における、男女共同参画の学習機会の充実を図ります。 ▶学校教育における、男女共同参画の勉強・学習機会の拡充を図ります。 ▶性別に関わらず、多様な生き方を可能にする指導の充実を図ります。 ▶自立と協調性を育み、互いの個性を尊重し合える学習機会の充実を図ります。 ▶多様な生き方を可能にするキャリア教育を行います。	○保育士を対象とした男女共同参画の視点を取り入れた教育に関する研修を推進する。 ○各保育園において、男女共同参画の視点を踏まえた保育を行う。	○今年度も新型コロナウイルスの影響で研修会等に参加できなかったが、日頃から各保育園において、男女共同参画の視点を継続して持ち、保育業務に取り組んだ。	B	○研修会の参加を推進し、保育士の意識啓発を図るとともに、日々の保育において男女共同参画の視点を持ちながら保育を実施し、男女共同参画の意識醸成に努める。	④子育て・健康支援課	
	○各学校において道徳、家庭科、特活、総合的な学習の時間、人権教育、キャリア教育(職業意識)等、男女の協力の大切さや男女平等、男女の特性等、男女共同参画の視点を踏まえた授業実践を行う。	○小中学校において各教科、道徳科、特活、総合的な学習の時間、人権教育等のあらゆる教育活動を通して男女の特性、男女平等など、男女が互いに信頼し合い、学び合い、協力し合って学校生活を送ろうとする態度の育成を図る授業等の取組を推進した。	A	○各学校において道徳、家庭科、特活、総合的な学習の時間、人権教育、キャリア教育(職業意識)等、男女の協力の大切さや男女平等、男女の特性等、男女共同参画の視点を踏まえた授業実践を行う。	⑦学校教育課	
	○名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発が図られるよう努める。	○名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発を行った。	A	○名簿や係分担等、授業以外のあらゆる学校生活の場においても男女の固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を改善し、意識啓発が図られるよう努める。	⑦学校教育課	
	○性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことができるように、キャリア教育の推進を図る。	○性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことができるように、キャリア教育の推進を図った。	A	○性別にかかわらず、自分の考え方、生き方に誇りと自信を持って自分の将来に明るい展望を持つことができるように、キャリア教育の推進を図る。	⑦学校教育課	
	○男女を問わず自立と協調性を育むことを目的に海洋クラブ事業を実施する。	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。	—	○男女を問わず自立と協調性を育むことを目的に海洋クラブ事業を実施する。	⑧生涯学習課	
男女共同参画意識を高める社会教育等の推進 ▶男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。 ▶生涯学習活動への参加を促進します。 ▶自治会における人権啓発を推進します。 ▶町職員の意識を向上する取組を実施します。。	○研修案内があれば積極的に参加を呼びかける。	○研修案内があれば速やかに周知し、参加を呼びかけた。	B	○新型コロナウイルスの影響で集合研修への参加がためられる状況であるため、オンライン形式での研修を重点的に職員に周知してし、参加を促す。	①総務課	
	○自治会長会に対して研修会等の情報提供を行う。新型コロナウイルスの影響で研修会が開催されない場合は、書面等で情報提供する。	○自治会長会に対して研修会等の情報提供を行った。	B	○新型コロナウイルスの影響で実施された研修会が少なかった。 ○オンライン研修などにも参加しやすい環境を整え、男女共同参画研修会への参加を促進する。	⑤まちづくり振興課	
	○社会教育団体等の事務局として支援する。 ・子ども会行事 ・ジュニアリーダー行事 ・少年スポーツ振興協議会行事 ・築上きづきの杜(旧町民大学講座)	○少年スポーツ振興協議会の会議や研修会事業を実施。1月下旬にはスポーツレクリエーションを実施予定。 ○子ども会およびジュニアリーダー行事・会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模は縮小したが行事等は実施している。年度末までマラソン大会等の行事を実施予定。 ○築上きづきの杜において15の講座を開講した。	B	○少年スポーツ振興協議会行事は例年通りの計画。 ○子ども会およびジュニアリーダー行事は例年通り開催する計画だが、新型コロナウイルス感染防止のため密となる「カルタ大会」はR2から開催できていない。	⑧生涯学習課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		2. 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
		計画	実施状況	評価	課題・次年度の計画（方向）	
(1) 仕事と家庭生活などの両立支援（1／2）						
ワーク・ライフ・バランスの推進 ▶ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及・啓発を行います。 ▶育児・介護休業取得に向けた意識の向上を図ります。 ▶男性の生活力アップによる自立を促進します。 ▶家庭での男女共同参画推進に向けた意識啓発を行います。	○育児・介護休業取得予定者にわかりやすい制度のチラシを作成する。	○育児・介護休業取得予定者へ制度に関する資料を渡し、情報提供を行った。 ○庁内グループウェアに制度に関するQ&Aを掲載し、適宜見直しを行い、最新の制度の周知に努めている。	B	○制度の認知度は高くなっているが、男性の育児休暇取得率を向上させるため、更なる呼びかけと理解を得られる風土づくりが必要である。	①総務課	
	○ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及のための啓発を行う。	○「男女共同参画週間」(6月)の啓発を広報・HP・SNS等を通じて行った。町内施設・企業へのポスター及び啓発物の配布を行った。 ○「九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン」のポスター及びリーフレットを町内事業所に配布した。	B	○「男女共同参画週間」(6月)の啓発を引き続き行う。展示内容等を検討し、ワーク・ライフ・バランスに特化した情報発信を行う。	②人権課	
	○家庭内での男性の家事参加につながる啓発、取り組みを行い、生活力アップにつなげる。	○「九州・山口ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーン」のポスター及びリーフレットを町内事業所に配布。併せて、令和4年4月からの育児休業法改正についての啓発ポスターを送付した。 ○人権課前に本棚を設置し、男性の手料理や育児参加に関する本を展示した。	B	○男性の生活力アップにつながるような実践的な取り組みはできていない。実践につながるような取り組みを行いたい。 ○ポスター掲示等を啓発期間にあわせて行う。	②人権課	
	○保育サービスの需要に適切に対応し、保育サービスを充実させる。	○第3子以降の保育料・副食費無料事業で保護者の経済的負担を軽減した。 ○福岡県主催のファミリー・サポート・センター支援員養成講座の周知を行った。 ○居宅訪問型事業（いわゆるベビシッター）や一時預かりや延長・休日保育等利用者ニーズに対応した様々な保育サービスの提供を行い、保護者の育児への精神的・経済的負担軽減を図ることができた。	A	○一時預かりや延長保育事業、居宅訪問型事業（いわゆるベビシッター）等保育ニーズに応じた保育サービスを実施する。 ○第3子以降無償化事業を実施し、保護者の経済的・精神的負担軽減に努める。 ○来年度も引き続きファミリー・サポート・センター支援員養成講座の周知を行い、支援員を確保する。	④子育て・健康支援課	
	○児童館・子育て支援センター・学童保育事業を充実させる。	○新型コロナウイルス感染予防に配慮しながら児童館事業・放課後児童クラブ事業・子育て支援センター事業を実施し、子どもの居場所作りに努め、児童の健全育成に従事した。 ○新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度も子どもフェスティバル(春・夏2回)が中止となったが、子育て支援センターや児童館事業においては、新型コロナウイルス対策を徹底し、創意工夫しながら子育て支援活動を実施した。 ○児童館が休館になった際も、子育て中の方の不安等解消のため、電話による子育て相談を実施した。	A	○新型コロナウイルス感染予防に配慮しながら児童館事業・放課後児童クラブ事業・子育て支援センター事業を実施し、子どもの居場所作りに努め、児童の健全育成に従事していく。 ○新型コロナウイルス感染症の動向を確認しながら子どもフェスティバルや各種イベント・講座を開催する。	④子育て・健康支援課	
	○学童保育支援員の育成を図るため、各種セミナーやスキルアップ研修への参加を推進する。	○子育てに関する相談や専門職(CP・OT・ST)による療育相談・療育支援を行った。 ○各種相談を行い、子育てに関する悩みや不安の軽減に繋がった。 ○療育支援の先生による研修会を開催し、支援員のスキルアップを図った。	A	○子育てに関する相談や専門職(CP・OT・ST)による療育相談・療育支援を行う。 ○各種相談を行い、子育てに関する悩みや不安を軽減する。 ○支援員のスキルアップを図るため、研修会に参加する。	④子育て・健康支援課	
	○子育てに関する相談支援体制を整備する。	○地域子育て支援拠点事業を町内2ヵ所で実施した。 ○子育て包括支援センターにおいて妊産婦及び乳幼児等の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行った。	A	○新型コロナウイルス対策を徹底しながら子育て支援拠点事業を行い、子育て家庭を支援する。 ○妊娠・出産・子育て期を切れ目なく支援するため、子育て包括支援センター事業を実施する。	④子育て・健康支援課	
	○子育てに関する情報提供を行う。	○まちづくり振興課と連携し、子育て世帯や地域の皆様に対し、子育てに役立つ情報を発信するため、妊娠期から就学児の子育て情報を分かり易くまとめた「子育て応援サイトとことこ」を築上町のホームページに設置した。	A	○子育て応援サイト情報の充実に努め、情報発信をすることで、安心して子育てのできる町づくりを推進していく。	④子育て・健康支援課	
	○子育て支援センターが作成する情報誌「のびのびめ〜る」を利用して、子育ての情報交換を行う。	○子育て支援センターの情報誌「のびのびめ〜る」を月1回発行し、HPや子育て応援サイトに掲載した。	A	○子育て支援センターの情報誌「のびのびめ〜る」を月1回発行し、HPや子育て応援サイトに掲載する。	④子育て・健康支援課	
	○子育て中の親が集え、憩える場を作る。	○子育て中の親子が集い、憩える場として、子育て広場等を開催し、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進した。	A	○子育て支援センター事業として子育て広場を開設し、新型コロナウイルス感染対策を徹底しながら交流の場作りを行う。	④子育て・健康支援課	
	○子育てグループを支援する。	○子育てサークル関係の相談支援を行った。 ○子育てサークルのイベント情報を広報紙やHPに掲載するとともに、乳幼児検診時や窓口等でチラシを配布し、サークル活動の普及を支援した。	A	○子育てサークルの活動や相談支援を行い、活動の普及を支援する。	④子育て・健康支援課	
	○「男の手料理教室」(築上きづきの杜[旧町民大学])を継続開催する。	○「男の手料理教室」では、男性が毎日の食生活で実践できる家庭料理作りを講習した(受講生9名)。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、黙食にて食事を行った。	A	○「男の手料理教室」(築上きづきの杜)を継続開催する。	⑧生涯学習課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		2. 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
施策の方向・具体的施策		計画	実施状況	評価	課題・次年度の計画（方向）	
(1) 仕事と家庭生活などの両立支援（2／2）						
仕事と子育て・介護が両立できる環境の整備 ▶子育て・保育環境の充実を図ります。 ▶家族介護者への支援と情報提供の充実を図ります。 ▶職場における性別役割意識の解消に努めます。 ▶育児・介護休業制度の設置及び取得促進に向けた事業主への啓発を行います。	○積極的な啓発活動を行い研修等への参加を促進する。	○研修案内があれば速やかに周知し、参加を呼びかけた。	B	○新型コロナウイルスの影響で集合研修への参加がためられる状況であるため、オンライン形式での研修を重点的に職員に周知していく。	①総務課	
	○町内事業者へ育児・介護休業制度や各種助成金等に関する情報提供を行う。	○各啓発期間に啓発協力依頼を行った。 ○新型コロナウイルスに関連する貸付金等のチラシを窓口に配架した。 ○個々の事業所に対して令和4年4月から始まる「産後パパ育休」の啓発ポスターを送付した。	A	○各種制度や助成金に関する情報を引き続き町内事業所へ提供していく。	②人権課	
	○保育サービス・学童保育事業の充実を図る。 ○サービス利用者の経済的負担を軽減する。	○一時預かり保育・延長保育・休日保育・病後児保育等、保育ニーズに対応した保育サービスの提供を行った。 ○居宅訪問型事業（いわゆるベビーシッター）を実施した。 ○第3子以降の児童に係る保育料及び副食費の無料事業を行い、保護者の経済的負担を軽減した。	A	○一時預かり保育・延長保育・休日保育・病後児保育、居宅訪問型事業（いわゆるベビーシッター）等、保護者ニーズに対応した保育サービスを提供する。 ○第3子以降の児童に係る保育料及び副食費の無料事業を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。	④子育て・健康支援課	
	○広報紙やHP・子育て応援サイトを通して子育てサービスの情報提供を行う。 ○ファミリー・サポート・センター事業設立に向け、支援員の養成に取り組む。	○広報紙やHP・子育て応援サイトを通して子育てサービスの情報提供を行った。 ○福岡県が主催するファミリー・サポート・センター支援員養成講座の周知を行った。	A	○広報紙やHP・子育て応援サイトを通して子育てサービスの情報提供を行うとともに、子育て応援サイトを充実させる。 ○福岡県が主催するファミリー・サポート・センター支援員養成講座を周知し、支援員の確保につなげる。	④子育て・健康支援課	
	○サポーター養成講座を毎月1回行う。 ○認知症介護相談会を毎月1回行う。 ○認知症ケアパスを相談者（主に家族）に配布して活用してもらう。 ○認知症初期集中支援チームを効果的に稼働する。	○サポーター養成講話と認知症介護相談会毎月実施した（コロナ影響時を除く） ○認知症ケアパスを配布し活用した。 ○認知症初期集中支援チームの稼働はなかった。	B	○認知症初期集中支援チームを必要に応じて稼働させることが課題である。	⑩保健福祉課	
	○家族の集いを3か月1回継続して行い、新しい参加者を募り、認知症介護者の負担軽減を図る。	○家族の集いを3か月に1回実施し、新たな参加者の参加もあり、家族同士で語り合うことができた。	B	○認知症の家族は多く、潜在的な対象者がいると思われるので、さらに周知し参加者を増やしたい。	⑩保健福祉課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		2. 仕事や家庭、地域で男女が支え合う社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
		施策の方向・具体的施策	計画	実施状況	評価	
(2) 地域における男女共同参画の推進						
地域活動における男女共同参画の促進 ▶男女共同参画に関する情報提供と周知を行います。 ▶自治会等における地域活動に女性が参画した事例などの発信を行い女性の参画を促進します。 ▶男女共同参画を推進する団体の活動を支援し、ネットワーク化を図ります。	○男女共同参画ネットの事業実施を支援する。	○救急法教室＆磯遊び、親子運動教室、児童虐待防止・DV防止チャリティ募金、地域コミュニティビジネス研修会などの実施事業の支援を行った。 ○あすばる男女共同参画フォーラムにおいて、男女共同参画ネットが自分たちの取り組みの発表を行う際の支援を行った。	B	○引き続き、新たな取組などへの支援を行い、男女共同参画の推進に向け、協力していきたい。 ○町のSNS等を活用し、情報発信を効果的にを行い、イベント等の周知や、男女共同参画ネットの活動を周知し、新規参加者獲得に繋げていく。	②人権課	
	○広報紙等で地域における女性の参画事例を発信する。	○広報紙の「子育てコラム」の執筆を「京築ママライター」に継続して行ってもらうことで、ライターとして地域で活躍する女性のロールモデルを示すことができた。	B	○広報紙の「子育てコラム」の執筆を「京築ママライター」に継続して依頼することで地域で活躍する女性のロールモデルを示していく。 ○紹介する方法等を検討していく。	②人権課	
	○広報紙・HP・SNS等で男女共同参画に関する情報発信を行う。	○開催される講演会等について、広報・HP・SNS等を通じて情報発信を行った。 ○オンライン開催「日本女性会議」「あすばる男女共同参画フォーラム」の視聴会場を設置し、それぞれ町民からの参加者があった。	B	○オンライン開催の講演会等が増えているので、次年度も積極的に周知していきたい。	②人権課	
	○講演会やセミナー開催について広報紙・ホームページ・SNSを用い広くお知らせする。	○新型コロナウイルスの影響で講演会などは中止や規模縮小したりしたが、広報紙やHP等で情報提供を行った。	B	○講演会やセミナー開催について、広報紙・HP・SNSを用いて広くお知らせをする。	⑤まちづくり振興課	
	○自治会への情報提供を推進していく。	○自治会に対し、研修会等の情報提供を行った。	B	○講演会やセミナー開催について、広くお知らせをする。	⑤まちづくり振興課	
地域防災における男女共同参画の推進 ▶地域における防災活動への女性の参画を促進します。 ▶女性の視点を取り入れた防災対策を推進します。	○防災会議に女性参画を促す。	○防災会議に1名の女性の参画ができ、女性の視点を取り入れた防災対策の体制が確立した。	A	○防災会議に女性参画を促す。	①総務課	
(3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡充						
審議会等における女性登用についての啓発の推進 ▶男女平等の視点に立ったまちづくりを推進します。 ▶町の審議会等における女性委員の比率向上を目指して啓発を行います。	○女性の意識変革を目指し、セミナー、講座への参加を促す。	○県・国から案内のあったセミナー等について、SNSでの周知や、事業所へ案内の送付を行った。 ○新型コロナウイルスの影響により、セミナー等オンラインで開催されるものが、ますます多くなっているため、積極的な情報収集を行う必要がある。	A	○セミナー等について、次年度も積極的に周知していく。	②人権課	
	○審議会等の関係課に対して女性登用に関する情報提供や比率向上のための協力依頼を行う。	○国・県が実施する女性登用に関する状況調査を各課協力のもと行った。 ○女性候補者がいない、公募したが女性がいないう等の理由から女性の参画が進んでいない審議会等があった。	B	○築上町の審議会等における現在の女性の参画比率と、目標の参画比率を公表し、改選の際には積極的な女性の登用をしてもらうよう呼びかけていく。 ○審議会等の委員が充て職となっているものについては、必須条件でない限りは、要件を外してもらうように呼びかけることで、女性が参画しやすい条件作りを進める。	②人権課	
地域防災における男女共同参画の推進 ▶地域における防災活動への女性の参画を促進します。 ▶女性の視点を取り入れた防災対策を推進します。	○女性職員のキャリアアップ研修等があれば積極的に周知する。	○研修案内があれば速やかに周知し、参加を呼びかけた。	B	○新型コロナウイルスの影響で集合研修への参加がためられる状況であるため、オンライン形式での研修を重点的に職員に周知していく。	①総務課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
		施策の方向・具体的施策	計画	実施状況	評価	
(1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援（1／2）						
DV防止の周知・啓発 ▶DV根絶に向けた啓発を行います。 ▶デートDV防止のための教育の充実を図ります。	○「デートDV」に関する人権教室の実施及び小冊子を町内中学生に配布する。	○夏休み前に町内中学生に「デートDV」小冊子を配布した。また、新成人にも成人式の場で同冊子を配布した。新型コロナウイルスの影響により、人権擁護委員による人権教室は実施できなかった。 ○フードバンクを利用している家庭に、「子どものための相談窓口ガイド」を添付した啓発物を配布した。	B	○「デートDV」の小冊子、「子どものため相談窓口ガイド」の配布を、継続して行う。 ○人権教室の実施については、新型コロナウイルスの感染状況等をふまえ、人権擁護委員と検討する。	②人権課	
	○「女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)」に啓発を行う。併せて児童虐待防止についても、啓発を行う。	○広報・町HP・SNSでの情報発信や懸垂幕掲揚のほか、町内事業者に対して啓発協力依頼を行った。 ○男女共同参画ネット事業「チャリティ募金」で、チラシや啓発物の配布を行った。 ○11月には児童虐待防止もあわせて啓発を行った。本庁及び図書館に展示ブースを設け、DVと児童虐待に関する展示を行った。図書館では、図書司書さんに選んでもらった関連書籍とともに展示ができ、多くの年代に向けての啓発ができた。	A	○各啓発期間において、効果的な啓発活動ができた。今後も、各啓発期間にあわせてDV関係課及び男女共同参画ネットと協働で啓発を行っていく。 ○多くの年代や多くの人に情報が届くように、展示内容や展示方法を検討する。	②人権課	
	○広報紙・HP・SNS・公共施設等でDV相談窓口について積極的に周知を行う。	○啓発期間にDV相談窓口について広報・HP・SNS等で周知を行った。相談先が記載されたカードを庁舎の各トイレに設置し、利用者の目に触れるようにした。 ○コロナ禍による「生理の貧困」に対応するため、築上町社会福祉協議会のフードバンクの場を利用し、ひとり親家庭に対して生理用品の配布を9月から開始した。月20組前後のひとり親家庭に、相談先の案内と生理用品の配布ができた。	B	○相談先について、今後もSNSや広報等を通じて周知していく。 ○「生理の貧困」について、配布方法等を検討し、ひとり親世帯以外の生理用品を必要とする人にも渡せるように検討する。配布の際に、相談先等の情報提供を行い、相談先とのつながりサポートをする。	②人権課	
	○将来、DVの加害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てるとともに自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育の推進を図る。	○将来、DVの加害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てるとともに自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育を推進した。	A	○将来、DVの加害者とならないようにするため、道徳・人権教育において「他者を認め、尊重しようとする態度」「相手を思いやる心」を育てるとともに自己に対する肯定感や自尊感情を育てる教育の推進を図る。	⑦学校教育課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標	3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現				
基本方針	事業実施内容				
	施策の方向・具体的施策	計画	実施状況	評価	課題・次年度の計画（方向）
(1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援（2／2）					
DV被害者の安全確保の強化及び被害者の自立支援 ▶相談機関の周知・啓発を行います。 ▶DV被害者の安全確保に向けた関係機関との連携を強化します。 ▶相談員の資質向上を推進します。 ▶DV被害者へのケアの充実を図ります。 ▶被害者の自立に向けた支援を行います。 ▶被害者情報の保護を徹底します。	○庁内各課と情報共有・連携を図る。機構改革後の支援の流れを確認する。	○機構改革後の各課が行っている業務内容や支援内容についての確認を行い、情報共有した。また、相談があった際には、関係課と情報共有を図るようにした。 ○人権課向けに案内のあった内閣府主催のオンラインDV研修を、関係各課に共有した。	B	○DV相談があった際は関係各課と共有し、相談者への対応を行っていく。 ○国や県からDVに関する情報提供があった際は、関係各課と共有する。	②人権課
	○広報紙・HP・SNS、公共施設等でDV相談窓口について積極的に周知を行う。	○「女性に対する暴力をなくす運動期間」(11月)には、広報紙等による相談先の周知を行った。 ○庁舎各トイレに相談先の記載されたカードを設置した。男性DVの相談先のカードも設置した。	B	○相談先についての情報を、SNS等で定期的に発信する。 ○男性DVや、LGBTの方のDV相談先についても、あわせて周知を行う。	②人権課
	○人権課職員の相談員向け研修等への参加。	○県の女性相談所が主催する女性相談員研修に参加した。 ○内閣府主催の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」を受講した。	B	○研修に積極的に参加していく。	②人権課
	○届書提出時に、記載事項証明書の請求があった場合、住所を知られないようにする申込書があることを知らせる。	○DV等の被害により支援を必要としている場合、支援措置の内容についてのお知らせと状況把握をする。その後、警察署等へ相談状況の照会を行い、必要と認められた場合住民票等の発行ロックを行っている。 ○相談から発行ロックをするまでの間は仮ロックをしている。	A	○被害者情報の保護を徹底し、来年度も継続して実施していく。	③住民生活課
	○住民基本台帳の閲覧簿から支援対象者にかかる部分を抹消する。	○DV被害者の支援の際は、細心の注意を払い事務を行った。	A	○被害者情報の保護の徹底を、来年度も継続して実施していく。	③住民生活課
	○支援対象者の住民票と戸籍の附票の発行をロックする。	○相談を受け警察へ照会し回答が届くまでの間及び他市町で相談を受けたケースについては、通知が届くまでの間は仮ロックをし支援を行った。	A	○被害者情報の保護の徹底を、来年度も継続して実施していく。	③住民生活課
	○DV被害者からの相談があった場合、被害者情報の保護を徹底しながら関係機関と連携し必要なケアを提供していく。	○相談等に応じて、情報の保護に努めている。今後も細心の注意を払い、支援対象者に危険が及ばないよう業務を遂行していく必要がある。	A	○被害者情報の保護の徹底を、来年度も継続して実施していく。	③住民生活課
	○相談に応じて随時対応する。	○相談等に応じて保育所・児童相談所等関係機関と連携し随時対応、情報共有を行った。	A	○相談等に応じて保育所・児童相談所等関係機関と連携し随時対応、情報共有を行う。	④子育て・健康支援課
	○保育所・児童相談所等関係機関と連携を持ち、情報を共有するとともに連絡調整を行う。	○要保護児童対策地域協議会を年1回、要保護児童担当者会議を年4回開催し関係機関(行政・保健師・児童相談所・スクールソーシャルワーカー・子ども支援オフィス)と情報共有、連絡調整、個別ケース管理を実施し、ケースの支援を行った。 ○ケースに応じて関係機関と個別ケース会議を開催した。 ○転出する要保護児童については滞りなくケース移管を行った。	A	○定期的に要保護児童対策地域協議会、要保護児童担当者会議、個別ケース会議を開催し、関係機関と連携を持ち、ケースの管理に努める。 ○転出する要保護児童についてはケース移管を遅滞なく行う。	④子育て・健康支援課
	○高齢者虐待に関して介護関係者や住民向けに周知・啓発を行う。	○高齢者虐待について養護者向けのチラシを作成し活用した。	B	○今後も引き続き広報や周知活動を行う必要がある。	⑩保健福祉課
	○高齢者虐待の通報を受けた後は早急に事実確認を行い、関係機関と協力し被害者の安全確保を行う。	○高齢者虐待の通報を受けた後にケアマネとの連携を図り、養護者の負担軽減等の支援を行った。	B	○高齢者虐待の支援は慎重を来すため判断が難しい。養護者の支援を含めた対応検討会議を充実させたい。	⑩保健福祉課
	○特に遠距離ストーカー・遠距離DV被害者、一人親世帯等について関係機関と連携を図りながら町営住宅等の入居支援に努める。	○今年度はDV被害による町営住宅入居相談案件が無かったため、取り組みなし。 ○今後も引き続き関係機関と連携を図りながら入居支援に努めていく。	A	○今年度は案件がなかったが、次年度も遠距離ストーカー・遠距離DV被害者、一人親世帯等について関係機関と連携を図りながら町営住宅等の入居支援に努める。	⑥都市政策課
	○各学校でDV被害者の児童生徒の就学、転学についてSSW、SC等を活用しケアの充実が図られるよう努める。児童生徒からの情報、家庭訪問、懇談等でDV被害の実態を把握した際は関係各課及び関係機関に情報提供し連携して対応する。	○各学校においてDV被害者の児童生徒の就学・転学について、SSW・SC等を活用し十分な情報共有を行い、また関係教育委員会と連携しケアの充実が図られるよう努めた。 ○児童生徒からの情報および家庭訪問・懇談等によりDV被害の実態を把握した際には、関係各課および関係機関に情報提供を行い連携して対応を行った。	A	○各学校でDV被害者の児童生徒の就学、転学についてSSW、SC等を活用しケアの充実が図られるよう努める。 ○児童生徒からの情報、家庭訪問、懇談等でDV被害の実態を把握した際は関係各課及び関係機関に情報提供し連携して対応する。	⑦学校教育課
ハラスメント等の防止対策 ▶町民に対するハラスメント防止について意識啓発を行います。 ▶起業・事業所等におけるハラスメント防止対策を推進します。 ▶町職員におけるハラスメント防止対策を推進します。	○市町村職員研修所の階層別研修等によりハラスメントについての研修を行う。	○市町村職員研修所の階層別研修等の参加を推進し、ハラスメントについての研修を受講した。 ○職員に対し動画視聴での研修を実施予定。	A	○今後も外部研修のほか、町の独自研修においてもハラスメントをテーマとした研修を定期的に実施する。	①総務課
	○広報紙・HP・SNS等でハラスメント防止についての情報発信を行う。	○「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)に性暴力についての特集記事を広報に掲載した。また、本庁及び図書館で展示を行い、性暴力や2次被害について知ってもらうための情報発信を行った。	B	○「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)の啓発を継続して行う。 ○現在、モラハラやアカハラなど様々な「ハラスメント」が社会的問題となっているので、他の「ハラスメント」についても啓発を行う。	②人権課

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
施策の方向・具体的施策		計画	実施状況	評価	課題・次年度の計画（方向）	
(2) 人権課題を抱える人々への支援の充実（1／3）						
ひとり親家庭等への支援 ▶経済的自立と生活の安定を図るための包括的な支援を行います。 ▶各種手当・給付金等の支援制度の周知を行います。 ▶総合的な相談窓口の設置を行います。 ▶ひとり親家庭の子どもの均等な学習機会の確保を図ります。 ▶生活困窮者の自立に向けた支援を行います。	○ホームページや広報を通じ、ひとり親家庭等医療費支給制度などの公費医療制度の紹介を行う。	○ホームページへの掲載により、紹介を行っている。 ○令和3年度から既に資格取得している方の医療証の年度更新を自動更新とし、手続きの負担軽減を図っている。	A	○引き続きホームページや広報を通じ、ひとり親家庭等医療費支給制度などの公費医療制度の紹介を行う。	⑩保健福祉課	
	○該当者が住民生活課窓口 to 各種届出のため来庁されたときは、子育て支援係等と連携を図り、公費医療の紹介を行う。	○該当者が窓口 to 各種届出のため、来庁されたときは、子育て支援係等と連携を図り、公費医療の紹介を行っている。 ○必要に応じて、関係機関と連携を図り、サービスにつなげるようにしている。	A	○引き続き子育て支援係等と連携を図り、公費医療等につなげる。	⑩保健福祉課	
	○ひとり親家庭の手当等の情報提供を行う。	○ひとり親家庭の手当て等に関する相談に随時対応した。また、相談内容に応じて、関係課と連携を図った。	A	○ひとり親家庭の手当て等に関する相談に随時対応する。相談内容に応じて、関係課と連携を持つ。	④子育て・健康支援課	
	○ひとり親家庭の手当や就労に関する情報発信を行う。	○ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布し、情報提供を行った。 ○ひとり親家庭を対象とした各種職業訓練や相談会に関する情報を広報やHP、子育て応援サイトに掲載した。	A	○ひとり親家庭の手当や就労に関するリーフレットを配布し、情報提供を行う。 ○ひとり親家庭を対象とした各種職業訓練や相談会に関する情報を広報やHP、子育て応援サイトに掲載する。	④子育て・健康支援課	
	○相談業務を推進する。	○ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談業務や情報提供等を行い、支援に努めた。	A	○ひとり親家庭の生活の安定を図るため、相談業務や情報提供等を行い、支援に努める。	④子育て・健康支援課	
	○経済的支援における事務処理を行う。	○3手当関係事務に加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、低所得者給付金、子育て世帯臨時特別給付金等の給付金等事務を実施した。	A	○3手当関係事務や各種給付金事務を滞りなく行う。	④子育て・健康支援課	
	○小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾(土曜講座)を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図る。	○小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾(土曜講座)を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図った。受講者数 小学校:44名、中学校:57名 ○準要保護世帯に対し、必要な時に速やかに支援を行うため、「新入学児童生徒学用品費」の入学前支給を行った。対象者 小学校:12名、中学校:16名	A	○小学校4年生、中学校3年生を対象に受講料を無料とした築上塾(土曜講座)を開設し、生活困窮家庭にも学習機会の確保を図る。	⑦学校教育課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
施策の方向・具体的施策		計画	実施状況	評価	課題・次年度の計画（方向）	
(2) 人権課題を抱える人々への支援の充実（2／3）						
子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和地区出身者、性的少数者等が安心して暮らせる社会づくり（1/2） ▶子どもの人権を尊重する啓発を推進します。 ▶高齢者の権利擁護と社会参加を促進します。 ▶障がい者の権利擁護と社会参加を促進します。 ▶在留外国人への支援と国際理解の啓発を推進します。 ▶同和地区出身者の人権を尊重する啓発と教育を推進します。 ▶性的少数者等の人権を尊重する啓発を推進します。	○あらゆる人権問題について啓発を行う。	○町内小・中学校の協力を得て、人権講演会を実施。昨年度未実施の3校で北九州市立大学准教授アン・クレシーニさんに外国人の人権、異文化理解などのテーマで講演をしてもらった。 ○「同和問題啓発強調月間」(7月)には、映画「炭鉱に生きる」を上映。田川市石炭・歴史博物館館長 森山沾一氏に「炭鉱を生きる～今の暮らしを考える～」をテーマに講演してもらった。講演を町公式You Tubeで配信し、自宅でも見ることができるようにした。また、「人権の花運動」の紹介、「シトラスリボンプロジェクト」の紹介を行った。「シトラスリボンプロジェクト」紹介動画では、築上西高等学校の生徒にナレーションをしてもらった。 ○「じんけんミニフェスタ」(12月)で、LGBTをテーマにした映画「彼らが本気で編むときは、」を上映。「人権の花運動」の紹介、「シトラスリボンプロジェクト」の紹介、町内小中学生の人権作品の展示、LGBTQの展示、ハンセン病パネル展(法務局)、障がい者アート展(生涯学習課)を行った。 ○人権週間(12月)に合わせて、図書館でLGBTQに関する書籍紹介、展示を行った。 ○2月にアイヌの人権に関する書籍紹介、展示を行った。	B	○町内小・中学校の人権講演会を継続して実施する。 ○「同和問題啓発強調月間」(7月)及び「人権週間」(12月)には、様々な人権問題を知る機会となるよう展示内容などを考える。 ○図書館との協働を継続し、関連書籍とあわせて紹介することで、幅広い年代への啓発へとつなげる。	②人権課	
	○子どもの人権相談窓口を学校等を通じて周知する。「子どものための相談窓口ガイド」を町内小・中学生に配布する。	○夏休み前に「子どものための相談窓口ガイド」を町内小・中学生に配布した。 ○フードバンクを利用している家庭に「子どものための相談窓口ガイド」を添付した啓発カイトを配布した。 ○自殺予防週間(9/10～9/16)にSNS等を通じて、相談窓口を周知した。	A	○夏休み前に「子どものための相談窓口ガイド」の配布を継続して行う。 ○啓発期間にあわせて、SNS等を通じて、相談窓口の周知を行う。	②人権課	
	○小中学校の養護教諭と連携し、思春期保健教室では性的少数者(LGBTQ)の理解を深められるよう教育を行っていく。	○「次世代思春期エイズ保健教室」において、LGBTQ+について(小学生対象)、また思春期の性教育、性感染症について(中学生対象)、オンライン講演を実施した。	A	○LGBTQ+に関する講演会事業の見直しをしながら、継続する。	④子育て・健康支援課	
	○医療ケア児や超低出生体重児等、地域で生活していく上で支援が必要な児には、退院前から医療機関・関係機関と連携し支援体制の調整や保護者等への相談支援を行っていく。	○医療ケア児や超低出生体重児等の新規案件はなかったが、対象児の支援は継続支援している。	A	○医療ケア児や超低出生体重児等、地域で生活していく上で支援が必要な児には、退院前から医療機関・関係機関と連携し支援体制の調整や保護者等への相談支援を行っていく。	④子育て・健康支援課	
	○外国人に母国語の母子手帳を発行し、丁寧に説明する(英語・中国・タイ・ハングル)。	○外国人の妊婦に対しては、母国語の母子手帳を準備しているが、今年度は発行する機会がなかった。	—	○外国人に母国語の母子手帳を発行し、丁寧に説明する(英語・中国・タイ・ハングル)。	④子育て・健康支援課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
		施策の方向・具体的施策	計画	実施状況	評価	
(2) 人権課題を抱える人々への支援の充実（3／3）						
子ども、高齢者、障がい者、外国人、同和地区出身者、性的少数者等が安心して暮らせる社会づくり (2/2) ▶子どもの人権を尊重する啓発を推進します。 ▶高齢者の権利擁護と社会参加を促進します。 ▶障がい者の権利擁護と社会参加を促進します。 ▶在留外国人への支援と国際理解の啓発を推進します。 ▶同和地区出身者の人権を尊重する啓発と教育を推進します。 ▶性的少数者等の人権を尊重する啓発を推進します。	○障がい者や保護者の方に対して、町のホームページ等を活用し、福祉サービスや相談機関等の情報提供を行い、サービス活用につなげる。	○障がい者や保護者の方に対して、講習会の開催の案内等を随時広報・ホームページに掲載している。 ○既存の福祉サービスだけでなく、新しい福祉サービスについてもホームページに掲載したり、窓口にリーフレットを置き周知している。	A	○障がい者や保護者の方に対して、町の広報紙、ホームページ、LINEを活用し、講習会の案内や福祉サービスについて情報提供を行い、福祉サービスの活用につなげる。 ○障害者週間の啓発を行うなど、「障がい」に対する理解を深める取組を行う。	⑩保健福祉課	
	○成年後見制度のリーフレットを配布して周知を図る。また成年後見制度に関する相談窓口として判断能力を欠く状況にある人への支援等を行う。	○成年後見制度の相談を地域包括支援センターの窓口で受け、その後利用者の状況に応じた支援を行った。またパンフレットを相談時の説明用に購入し活用した。	B	○今後も引き続き相談窓口としての広報や周知活動が必要だと思う。	⑩保健福祉課	
	○広報紙等での啓発や、国際交流員等を活用した国際化への理解を深める取り組みを行う。	○国際交流員を活用し、異文化への理解を深めるイベントを開催する。 ○国際交流員を活用し、イベント・SNS発信等を通じた文化交流を実施し、異文化への理解を深めるきっかけとなった。	B	○広報紙等での啓発や、国際交流員等を活用し、国際化への理解を深める取組を行う。	⑤まちづくり振興課	
	○各学校で同和問題をはじめとする個別的な人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努める。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進する。また、取組内容を校内実践交流会において職員間で交流する。	○各学校において、同和問題をはじめとする個別的な人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努めた。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進し、取組の内容を校内実践交流会において職員間で共有した。	A	○各学校で同和問題をはじめとする個別的な人権課題に対する認識を深め、人権が尊重される授業づくりに努める。特に新たな人権課題として多様な性「LGBTQ」についての認識を深める取組を推進する。また、取組内容を校内実践交流会において職員間で交流する。	⑦学校教育課	
	○各学校校長及び児童生徒支援加配教員を対象とした研修会を実施し、町内における人権課題解決に向けた取組を推進する。	○各学校校長および教職員で、町内における人権課題解決に向けた取組推進を図った。	A	○各学校校長及び児童生徒支援加配教員を対象とした研修会を実施し、町内における人権課題解決に向けた取組を推進する。	⑦学校教育課	
	○下記の事業を実施する。 ・車イスバスケット体験教室 ・障がい者マリンスポーツ体験 ・障がい者水泳教室 ・オリンピックキャンプ受入 ・障がい者の芸術文化事業	○車イスバスケットボール体験教室を椎田中、築城中、一般向けの3回実施。 ○障がい者マリンスポーツ体験を1回実施。 ○心のバリアフリー教室として年3回の教室（①走り方、②リレー、③ブラインドサッカー）を町内小学4年生を対象に実施（第3回目は実施予定）。 ○障がい者アート展を実施。	A	○下記の体験教室を実施する。 ・車イスバスケット体験教室 ・障がい者マリンスポーツ体験 ・障がい者水泳教室 ・小学4年生向け心のバリアフリー教室	⑧生涯学習課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
施策の方向・具体的施策		計画	実施状況	評価	課題・次年度の計画（方向）	
(3) 性の尊重と生涯を通じた健康支援（1/2）						
生涯を通じた心とからだの健康づくり(1/2) ▶安心・安全な妊娠・出産の確保に向けた啓発を行います。 ▶子どもの発達段階に応じた過程における男女共同参画の教育を推進します。 ▶各種健康診断の受診勧奨に取り組みます。 ▶健康サロンへの参加を促進します。 ▶健康情報の提供を充実します。 ▶心の健康づくりを推進します。 ▶スポーツ活動を推進します。	○町民の健康課題を抽出し、重要視する課題を優先的に解決するための施策を示したデータヘルス計画・第3期特定健診等計画・健康増進計画に基づき保健事業を展開する(全てのライフステージで生活習慣病の発症予防・重症化予防を視点に事業展開)。	○データヘルス計画・第3期特定健診等計画・健康増進計画(健康ちくじょう21)に基づき、生活習慣病の発症予防・重症化予防を実践した。また、PDCAサイクルを回しながら、保健事業を評価している。	A	○データヘルス計画・第3期特定健診等計画・健康増進計画(健康ちくじょう21)に基づき、生活習慣病の発症予防・重症化予防を実践する。また、PDCAサイクルを回しながら、保健事業を評価する。	④子育て・健康支援課	
	○地区担当保健師・栄養士によるすべてのライフステージにおける継続的な保健指導等の実施。	○保健師・管理栄養士ともに地区担当制をとり、健康づくり事業を実施した。生活習慣病予防、重症化予防事業を着実に実施するため、対象者を絞り込み、より効果的な保健事業を展開している。	A	○保健師・管理栄養士ともに地区担当制をとり、健康づくり事業を実施する。生活習慣病予防、重症化予防事業を着実に実施するため、対象者を絞り込み、より効果的な保健事業を展開する。	④子育て・健康支援課	
	○乳幼児健診は個別通知にて受診日を案内している。健診日には発育発達の学びのツールとして「子どもノート」を活用した保健指導・栄養指導を実施。感染対策を講じながら実施する。 ○特定健診、がん検診等、健康づくり及び予防事業は広報・町公式HP・小中学校保護者へのチラシ等で広く周知。特定健診に関しては個別通知や電話にて受診勧奨を実施。 ○特定健診・がん検診の集団健診は感染対策を講じて実施する。個別健診の受診についても周知する。	○乳幼児健診は、健診日に発育発達の学びのツールとして「子どもノート」を活用した保健指導・栄養指導を実施した。今年度も感染状況に応じて、感染対策を講じながら実施した。 ○特定健診、がん検診等、健康づくり及び予防事業について広報・HPでPRを行った。	A	○コロナ禍により、乳幼児健診実施において制限があり、十分に対応ができているかどうか、懸念が残るが、状況に応じて、保護者や子どもたちと関わり、支援に努めている。次年度も、乳幼児健診は個別通知にて受診日を案内し、健診日には発育発達の学びのツールとして「子どもノート」を活用した保健指導・栄養指導を実施する。コロナ感染対策を講じながら、状況に応じて、可能な限り実施する。 ○特定健診、がん検診等、健康づくり及び予防事業について広報・HPでPRを行う。	④子育て・健康支援課	
	○定期予防接種の実施(子ども・高齢者)。接種スケジュール等、医療機関及び保護者からの相談に対応する。赤ちゃん訪問時に予防接種の説明や実施医療機関の情報提供を行う。また健診時に予防接種歴の確認を行い、接種が遅れている項目についてはアドバイスをを行う。	○定期予防接種において、コロナ禍による受診控えにより、当初よりも接種者が減少しているが、予防接種に関して、相談があった際や接種漏れ者には、丁寧な情報提供や支援を行うよう努めた。	A	○子ども、高齢者の定期予防接種を実施する。接種スケジュール等、医療機関及び保護者からの相談に対応する。 ○赤ちゃん訪問時に予防接種の説明や実施医療機関の情報提供を行う。また健診時に予防接種歴の確認を行い、接種が遅れている項目についてはアドバイスをを行う。	④子育て・健康支援課	
	○子どもインフルエンザ予防接種(任意)費用の一部助成。生活保護世帯は全額助成。	○子どもインフルエンザ予防接種(任意)費用の一部助成、生活保護世帯は全額助成することで感染症拡大防止に努めた。	A	○子どもインフルエンザ予防接種(任意)費用の一部助成、生活保護世帯は全額助成することにより、感染症拡大防止に努める。	④子育て・健康支援課	
	○生活保護世帯、町県民税非課税世帯の健康診査及びがん検診の自己負担の免除(公費助成)を実施する。	○生活保護世帯、町県民税非課税世帯における健康診査及びがん検診の自己負担の免除(公費助成)を実施し、一人ひとりが健康に暮らせるよう支援した。	A	○生活保護世帯、町県民税非課税世帯の健康診査及びがん検診の公費助成を実施し、健康増進に寄与する。	④子育て・健康支援課	
	○広報において「保健だより」として健康情報や感染症予防等について周知。	○広報に毎月「保健だより」として健康情報や感染症予防等について周知している。今年度は、新型コロナウイルス感染症の情報発信に注力した。	A	○広報において「保健だより」として健康情報や感染症予防等について周知する。	④子育て・健康支援課	
	○健診(検査)データ等に基づいた健康管理についての支援。	○健診データに基づいて、保健指導を実施し、住民の健康管理について支援を行った。	A	○健診データに基づいて、保健指導を実施し、住民の健康管理について支援を行う。	④子育て・健康支援課	
	○心の相談事業の実施	○その他健康相談は随時実施、心の健康相談はコロナ禍でも実施しているが、利用者が少ない。 ○職員の資質向上のため、ゲートキーパー研修に参加した。	A	○健康相談、心の健康相談を実施し、気軽に悩みを打ち明けることのできる環境を整える。	④子育て・健康支援課	
	○児童館・子育て支援センター・学童保育事業の充実を図る。	○新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、児童館事業、放課後児童クラブ事業、地域子育て支援拠点事業を実施し、児童の健全育成に従事した。 ○児童館運営審議会を開催した。 ○新型コロナウイルス感染症の影響で児童館や子育て支援センターでイベントや教室・子どもフェスティバルが開催中止となったが、新型コロナウイルス感染症対策を行い、創意工夫を生かした子育て支援活動を実施した。 ○子育て支援センターの情報誌「のびのびめ〜る」を月1回発行、HPに掲載。 ○子育て中の親子が集い、憩える場として、子育て広場等を提供し、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進した。	A	○児童館事業、放課後児童クラブ事業、地域子育て支援拠点事業を実施し、児童の健全育成を行う。 ○児童館運営審議会を開催する。 ○児童館や子育て支援センターでイベントや教室・子どもフェスティバルを実施する。 ○子育て支援センターの情報誌「のびのびめ〜る」を月1回発行し、HPに掲載する。 ○子育て中の親子が集い、憩える場として、子育て広場等を提供し、子育てに関する情報交換を行う場作りを推進する。	④子育て・健康支援課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		3. 一人ひとりが健やかに暮らせる社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
施策の方向・具体的施策		計画	実施状況	評価	課題・次年度の計画（方向）	
(3) 性の尊重と生涯を通じた健康支援（2/2）						
生涯を通じた心とからだの健康づくり (2/2) ▶安心・安全な妊娠・出産の確保に向けた啓発を行います。 ▶子どもの発達段階に応じた過程における男女共同参画の教育を推進します。 ▶各種健康診断の受診勧奨に取り組みます。 ▶健康サロンへの参加を促進します。 ▶健康情報の提供を充実します。 ▶心の健康づくりを推進します。 ▶スポーツ活動を推進します。	○住民主体の地域包括ケア体制を図るため、住民参加の場に出向き情報発信や意見交換をする。	○通いの場や健康サロンにおいて、住民主体の介護予防活動の重要性について情報発信をした。	A	○通いの場や健康サロンにおいて、住民が主体的に介護予防に取り組めるように情報提供と活動支援を行う。	⑩保健福祉課	
	○認知症への理解を深めるため認知症サポーター養成講座を行いサポーター数を増やす。 ○認知症サポーターのフォローアップ講座を行い、ボランティア活動の展開に取り組む。	○認知症への理解を深めるため認知症サポーター養成講座を行いサポーター数を増やす。 ○認知症サポーターのフォローアップ講座を行い、ボランティア活動の展開に取り組む。	B	○認知症サポーターのボランティア活動の支援については現時点では不透明(まだ講座が終了していない)	⑩保健福祉課	
	○スポーツフェスティバルの継続開催。	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模縮小とはなったが次の事業を実施した。 ・スポーツフェスティバル(自治会対抗グランドゴルフ大会)、グランドゴルフ大会(団体、個人)、ミニオリンピック(ボッチャ、リレー等)、パークゴルフ大会、を実施。	A	○スポーツフェスティバルの継続開催。	⑧生涯学習課	
	○少年少女水泳教室・親子水泳教室の継続開催。	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。	—	○少年少女水泳教室・親子水泳教室の継続開催。	⑧生涯学習課	
	○健康向上教室の継続開催。 →削除(現在は未実施)		—		⑧生涯学習課	
	○少年スポーツ教室を継続開催。	○新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施。	—	○少年スポーツ教室を継続開催。	⑧生涯学習課	
	○「デートDV」に関する人権教室の実施及び小冊子を町内中学生に配布する。	○夏休み前に町内中学生に「デートDV」小冊子を配布した。また、成人式の場で同冊子を配布した。 ○新型コロナウイルスの影響により、人権擁護委員による人権教室は実施できなかった。	B	○「デートDV」の小冊子の配布を来年度以降も続けていく。 ○人権教室の実施について、新型コロナウイルスの感染状況等をふまえ、人権擁護委員と検討する。	②人権課	
発達段階に応じた性と健康についての意識の醸成 ▶性の尊重についての普及・啓発を行います。 ▶性の尊重に関する教育を推進します。 ▶エイズ・性感染症対策を推進します。	○LGBTQへの理解を深める取り組みを行う。	○思春期保健教室の開催にあわせて、町内小中学校に希望調査を行い、「性の多様性」に関する書籍を配布した。 ○「じんけんミニフェスタ」(12月)にLGBTをテーマにした映画「彼らが本気で編むときは、」を上映した。来場者へLGBTQに関するリーフレット及び「レインボー缶バッジ」の配布を行った。また、LGBTQに関する会場展示を行った。 ○成人式の場で、参加者に「レインボー缶バッジ」を配布した。 ○福岡県が作成した「RAINBOWガイドブック」を全職員に配布。「レインボー缶バッジ」をあわせて配布し、職員の性的マイノリティーに対する理解を促した。 ○人権週間に合わせて、図書館でLGBTQに関する展示と書籍の紹介を行った。書籍の紹介とあわせて展示することで、効果的な啓発につながった。	A	○町内小中学校への「性の多様性」に関する書籍の配布を引き続き行い、児童・生徒の「性の多様性」への理解を深める。 ○図書館と協働での啓発を引き続き行っていきたい。 ○福岡県が令和4年度から「パートナーシップ宣誓制度」を導入し、市町村に対しても協力依頼を行うこととしているため、町でのサービス拡充に向けての取組を検討していく。	②人権課	
	○各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び校外からのゲストティーチャーと担任とのTT学習等を通して学習内容の充実を図る。また、保護者参観において授業公開、学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図る。	○各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び校外からのゲストティーチャーと学習内容の充実を図った。 ○学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図った。	A	○各学校において性教育についての年間指導計画を作成し、養護教諭及び校外からのゲストティーチャーと担任とのTT学習等を通して学習内容の充実を図る。また、保護者参観において授業公開、学校・学級通信、保健だより等により保護者への啓発を図る。	⑦学校教育課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		4. 多くの分野で女性が輝ける社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
		施策の方向・具体的施策	計画	実施状況	評価	
(1) 女性が輝ける職場づくり						
均等な雇用及び待遇の確保 ▶職場における男女格差是正に向けた啓発を行います。 ▶職場における育児・介護休業制度の普及・啓発を行います。 ▶ハラスメント防止対策を推進します。 ▶町職員における男女共同参画意識向上に向けた普及・啓発を行います。	○引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。	○新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、町独自の集合研修は実施していないが、意識向上につながる内容の研修があれば速やかに周知し、参加を呼びかけた。	B	○引き続き、性別に関係なく役割分担し、実行できるように啓発する。	①総務課	
	○ハラスメント防止についての職員向け啓発を行う。	○「男女共同参画週間(6月)」 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)に特集記事を広報に掲載した。また、11月には展示を行い、性暴力や2次被害について知ってもらうための情報発信を行った。パープルリボン・オレンジリボン運動に職員にも参加してもらい、啓発を行った。	B	○各啓発期間において、取り組みを行った。来年度も、各啓発期間にハラスメントに関する情報発信を行う。	②人権課	
	○経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。	○送付されたセミナーの案内や講師派遣案内等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。	B	○啓発の効果が出ているかの課題は残るが、前年度同様、セミナーの案内や資料を窓口等へ掲示・配架して啓発を継続していく。	⑨産業課	
地域防災における男女共同参画の推進 ▶地域における防災活動への女性の参画を促進します。 ▶女性の視点を取り入れた防災対策を推進します。	○町内事業者へ国・県・あすばる等が実施する女性活躍推進の取り組みや助成事業等について情報提供する。	○あすばる主催の講師派遣事業や、女性のキャリアアップセミナーについて、チラシの配架や事業所への情報提供を行った。	B	○県や国から案内がある事業所向けのセミナーについて、継続して情報提供を行っていく。	②人権課	
	○経営、その他方針の立案及び決定に男女が平等な構成員となるよう普及・啓発を行う。	○送付されたセミナーの案内や講師派遣案内等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。	B	○啓発の効果が出ているかの課題は残るが、前年度同様、セミナーの案内や資料を窓口等への掲示・配架して啓発を継続していく。	⑨産業課	
(2) 女性の能力向上やチャレンジの支援						
女性が希望する働き方を支援する相談体制・能力開発の充実 ▶女性の就業に関する情報提供を行います。 ▶女性の再就職を支援します。 ▶女性の能力向上とキャリアアップに向けた支援、相談の充実を図ります。	○ママライター養成講座(R1年度実施事業)卒業生のフォローアップを継続して行う。講座卒業生の任意団体「京築ママライター」が運営する「けいちく暮らし」への支援を行う。	○昨年度に引き続き、「京築ママライター」に広報紙で「子育てコラム」を執筆してもらい、支援を行った。	B	○広報紙の「子育てコラム」の執筆を継続して依頼する。 ○「京築ママライター」に、講演依頼をし、女性活躍や子育て等に関する講演を行ってもらうことで支援を行いたい。	②人権課	
	○国・県の補助事業等及び起業セミナー等の情報提供を行う。	○創業支援セミナー開催をHP及び広報掲載、広報時の自治会の回覧で周知した。また、国・県の補助事業等及び起業セミナー等について窓口等で掲示・配架で周知した。	A	○創業支援セミナー開催をHP及び広報掲載、広報時の自治会の回覧等で周知する。また、国・県の補助事業等及び起業セミナー等について窓口等に掲示・配架し周知する。	⑨産業課	
女性の起業支援及び起業促進 ▶起業支援に関する情報提供を行います。 ▶起業を目指す女性の掘り起こしを行います。 ▶女性の起業や企業経営に関して、男性の理解を促します。	○国・県の補助事業等及び起業セミナー等の情報提供を行う。	○創業支援セミナー開催をHP及び広報掲載、広報時の自治会の回覧で周知した。また、国・県の補助事業等及び起業セミナー等について窓口等に掲示・配架し周知した。	A	○創業支援セミナー開催をHP及び広報掲載、広報時の自治会の回覧等で周知する。また、国・県の補助事業等及び起業セミナー等について窓口等に掲示・配架し周知する。	⑨産業課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

- A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		4. 多くの分野で女性が輝ける社会の実現				
基本方針		事業実施内容				担当部署
		施策の方向・具体的施策	計画	実施状況	評価	
(3) 男女がともにつくる活力ある地域						
農林水産・商工等の自営業における女性の経営参画の促進 ▶自営業等における女性の就労環境の是正について、普及・啓発を行います。 ▶農業経営における女性の地位向上に向けた意識啓発を行います。 ▶家族経営協定の普及・啓発を努めます。	○女性の就労環境の改善の啓発を行う。	○送付されたセミナーの案内や講師派遣案内等の資料を窓口等に掲示・配架し、啓発を図った。	B	○啓発の効果が出ているかの課題は残るが、前年度同様、セミナーの案内や資料を窓口答への掲示・配架して啓発を継続していく。	⑨産業課	
	○認定農業者等における家族経営協定の普及・啓発。	○昨年度に引き続き、認定農業者の面談時等に、家族経営協定についての理解を求め、普及・啓発を図った。	B	○引き続き、認定農業者の面談時等に、家族経営協定についての理解を求め、普及・啓発を図る。	⑨産業課	
地域振興における男女共同参画の促進 ▶男女共同参画による6次産業体制の確立を推進します。 ▶女性の活躍による特産品の開発やPR活動を促進します。 ▶地域おこしやまちづくりを進めるために、男女共同参画を推進します。 ▶男女共同参画による伝統文化の継承を推進します。	○令和3年度は町内66自治会を対象に「まちづくり推進交付金」32,778千円を当初予算計上。	○令和3年度は町内66自治会を対象に「まちづくり推進交付金」32,745千円を支出し、地域主体のまちづくり活動に支援ができた。	A	○令和4年度は町内66自治会を対象に「まちづくり推進交付金」32,778千円を当初予算計上。	⑤まちづくり振興課	
	○地域おこし協力隊員の募集、地域おこし活動において男女共同参画の推進について配慮します。	○地域おこし協力隊3名を採用。	C	○着任後、1～2カ月しか経過していないため、男女共同参画に関する情報提供はまだ行えていない。今後は、情報提供を行っていく。	⑤まちづくり振興課	
	○文化財保存団体(国指定文化財7団体、県指定文化財1団体、町指定文化財3団体)へ補助金を交付し支援を行う。	○文化財保存団体(国指定文化財7団体、県指定文化財1団体、町指定文化財3団体)へ補助金を交付し支援を行った。	A	○文化財保存団体(国指定文化財7団体、県指定文化財1団体、町指定文化財3団体)へ補助金を交付し支援を行う。	⑧生涯学習課	
	○女性の活動による新商品、特産品の開発やPR活動を支援する。	○特産品の開発および販売を主とする新しい会社の設立を支援した。(構成員は女性のみ)また、昨年度に引き続き、加工場の整備・運営等の支援を行った。	B	○農業者の希望する支援(中山間応援サポーター、産地づくり、普及啓発等)を行いたい、書類作成支援や各種調整が追いついていない。	⑨産業課	
	○男女共同参画による6次産業化体制の構築と特産品開発及びPR活動を支援する。	○昨年度に引き続き、直売所を拠点とした地域の元気づくり事業を推進するとともに、男女共同参画による6次産業化に対する支援、PR活動に対する支援を行った。	B	○JA直売所が移転することを受けて元気づくり事業の内容を見直す。また、昨年度に引き続き、男女共同参画による6次産業化に対する支援、PR活動に対する支援を行う。	⑨産業課	

令和 3 年度 第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)実施状況報告書

A：十分達成した
B：ある程度達成したが課題が残った
C：十分達成できず改善が必要
D：未着手または事業計画の見直しが必要
―：廃止・実施不可能

基本目標		計画の実行に向けて				
基本方針		事業実施内容				担当部署
		施策の方向・具体的施策	計画	実施状況	評価	
(1) 計画の推進体制の充実						
計画の進行管理		○第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)の各課の実施状況について審議会に意見を求め、業務改善につなげる。また、実施状況をHPで公表する。	○関係各課に第2次築上町男女共同参画推進基本計画(実施計画)の各課の実施状況について令和3年度の事業計画及び評価の照会を行った。 ○築上町男女共同参画審議会で、計画の実施状況について審議を行い、その内容について町長への報告をし、令和4年5月頃にHPで公開を行う予定。 ○実施状況報告書がPDCAサイクルになるように様式変更を行った。	B	○第3次男女共同参画推進基本計画の作成をすすめる。 ○計画の実施状況について、町長への報告を行い、令和4年5月頃にHPで公開をする。	②人権課
町民、関係団体、事業者との連携		○男女共同参画に関する情報(セミナー、講演会等)を町民が得られるよう情報発信する。	○庁舎内の啓発コーナーにポスターやチラシの設置を行った。 ○人権課前に貸出用の本棚を設置し、人権課所有の書籍やDVDの貸し出しを行った。 ○「日本女性会議」「あすばる男女共同参画フォーラム」の視聴会場を設置し、インターネット環境が整っていない方でも参加できるようにした。 ○国や県から案内のあるオンラインイベントや講演会等について、広報紙等で周知した。	B	○引き続き、国や県から案内のあった講演会等は、広報紙やSNS等を通じて周知する。	②人権課
		○第2次築上町男女共同参画推進基本計画の概要等について周知する。	○計画の概要等についての周知は行えていない。	D	○男女共同参画週間等、町内事業者へ啓発を行う際に、計画の概要についてもあわせて周知する。	②人権課
		○男女共同参画ネット等各団体が実施する男女共同参画につながる事業について広く情報発信し参加を促進する。	○男女共同参画ネットの各事業実施の際は、広報紙・SNS等で情報発信を行った。職員に向けてもメール等でイベントの周知を行った。	B	○イベントの情報発信を効果的にを行い、新規の参加者獲得につなげていきたい。	②人権課
(2) 町職員一人ひとりの意識の醸成						
意識変革に向けた職員研修の実施		○ワーク・ライフ・バランスに関する意識改革を促す研修を行う。 ○人事評価研修の評価者研修等により、評価者の意識改革に取り組む。	○新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、町独自の集合研修は実施していないが、各所属長に所属職員の年休取得率を提示し、年休取得を促し、取得向上を図ることができた。 ○人事評価研修の評価者研修を実施し、評価スキルの向上と制度理解を深めた。	A	○更なるワーク・ライフ・バランスに関する意識改革のため、労務管理の見直しと研修を実施する。 ○引き続き評価者研修を実施し、評価スキルの向上と制度理解を深める。	①総務課
		○男女共同参画に関する研修会等への参加を推進する。	○県主催「令和3年度『行政職員のための男女共同参画セミナー(全5回)』」について人権課以外の職員にも参加してもらった。 ○「日本女性会議」「あすばる男女共同参画フォーラム」「地域リーダーのための災害対応力向上講座」の視聴会場を設置した。 ○男女共同参画ネットの主催する「地域コミュニティビジネス講座」へ10名程度の職員が参加した。	B	○オンラインでの研修が増え、他課の職員が参加しやすくなっている。視聴会場を設けたりすることで、他課の職員にも参加してもらいやすくする。	②人権課
特定事業主行動計画に基づく、勤務環境の整備		○男性職員の育児休業制度を周知し、育児休業の取得を推進する。	○育児・介護休業取得予定者へ制度に関する資料を渡し、情報提供を行った。 ○庁内グループウェアに制度に関するQ&Aを掲載し、適宜見直しを行い、最新の制度の周知に努めている。	B	○引き続き制度の周知と対象職員への呼びかけを行い、育児休業取得率及び取得期間の長期化を目指す。	①総務課
		○職員にしかできない業務とそうでない業務に分類し、職員でなくてもできる業務は業務委託等を進め業務の適正化を進める。	○一部の業務については、業務委託を行い、業務の効率化を図った。	A	○引き続き業務の分類を進め、業務委託等による業務の適正化を行う。	①総務課